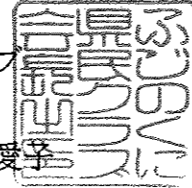


令和4年7月27日

静岡県知事 川勝 平太 様

静岡県議会 ふじのくに県民クラブ

会長 佐野 愛子



新型コロナウイルス第7波感染拡大に対する緊急要望

1. 感染者急増による医療機関の通常診療の機能不全を招かないために、適正受診の広報に努めること。特に軽微な症状についての明確な行動指針を示すこと。
2. 平日夜間、土日祭日の検査体制の整備と広報に努め、緊急医療体制への影響を最小限に抑えること。
3. 発熱外来において検査キット不足をおこさないよう、機材確保と供給体制の確保に努めること。
4. 現在感染者が多い若年層のワクチン接種促進活動に努めること。
5. 症状が軽微な陽性者の自宅静養を勧めるため、電話やインターネットなどの相談窓口の拡充に努めること。
6. 県は市販薬での治癒効果を発信しているが、もうすこし具体的に、どのよ

うな症状にどのような薬を服用すべきか広報に努めること。

7. 夏休み中の児童・生徒の活動（放課後児童クラブ・部活動・学習塾など）のありかたについて、教育委員会とも協議をして感染対策等を徹底すること。
8. 県内各地の保健所においては、連日多くの発生届が届いており処理が追いついていない。人員の増援をおこなっているとのことだが、さらなる人員増強と、的確なトリアージによる重篤患者の処置ができるような現場対応の徹底、ならびに保健所職員の健康管理にも努めること。
9. 国に対しては以下3点の要望をすること。
 - ① 現在の感染拡大下における対応と社会活動の促進の両立を維持することは限界に近い。諸外国の事例も参考にしつつ、感染症類型の2類から5類への移行について具体的かつ可及的速やかに検討すべきである。
 - ② また、感染症類型の5類への移行を速やかに進めるために、経口薬の開発流通の促進、後遺症対策の充実、治療費の公的負担のありかた等、必要な準備を急ぐこと。
 - ③ 同時に、類型の移行を行わない場合は、2類のままでも社会活動がスムーズに展開できるよう、濃厚接触者の待機要件や期間などの段階的緩和や医療現場、地方自治体の負担軽減のために必要な支援をおこなうこと。